

大型車をさらに区分する場合の判断方法（参考）

（別紙3）

	区分	ナンバープレート	その他の特徴	代表的な車種
大型車I	普通貨物自動車	・ 1、10～19まで 及び100～199まで （大型番号標） 例：奈良12あ1234	・ 車両前部上部に速度表示灯（バスを除く）	・ キャブオーバートラック ・ ダンプ ・ トラック
	特殊用途自動車	・ 8、80～89まで 及び800～899まで （大型番号標） 例：奈良88た5678		・ コンクリートミキサー車 ・ タンク車
	乗合自動車	・ 2、20～29まで 及び200～299まで （大型番号標） 例：奈良22あ9012		・ 観光バス ・ 路線バス
大型車II	普通貨物自動車	・ 1、10～19まで 及び100～199まで （小型番号標） 例：奈良11あ1234	・ 車両総重量8ト未満 ・ 最大積載量5ト未満	・ キャブオーバートラック ・ バン型トラック
	特殊用途自動車 （注）	・ 8、80～89まで 及び800～899まで （小型番号標） 例：奈良88さ5678		・ 冷蔵冷凍車 ・ 塵芥車
	乗合自動車	・ 2、20～29まで 及び200～299まで （小型番号標） 例：奈良22す9012	・ 乗車定員11人以上 29人以下	・ レンタカー ・ マイクロバス

（注）大型車IIの特殊用途自動車には、改造前の自動車（乗用車、小型貨物車）と同程度の大きさのものは含めない。それらは小型車にカウントするものとする。（例：パトカー、小型キャンピングカー等）